

田 や 第 942 号
令和 7 年 3 月 14 日

各田辺市指定介護職員処遇改善加算等
算定対象サービス事業所運営事業者 様

田辺市保健福祉部長
(公印省略)

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算に係る届出について (通知)

このことについて、令和 7 年 4 月または 5 月から介護職員等処遇改善加算 (以下「処遇改善加算」という。) を算定する場合 (前年度から継続して算定する場合を含む) は、下記期日までに各指定権者へ届出を行う必要があります。

計画書の様式については、田辺市 HP をご確認ください、届出に際し遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 提出期限

令和 7 年 4 月 15 日 (火)

2. 提出先

サービス区分	事業所の所在地	提出先
○地域密着型サービス ○地域密着型介護予防サービス ○介護予防・日常生活支援総合事業	田辺圏域 (田辺市・白浜町・上富田町・みなべ町・すさみ町)	田辺市やすらぎ対策課指導係 (田辺圏域外で指定を受けている事業所については指定先市町村にも提出)

3. 提出書類 (様式は田辺市 HP に掲載しています)

- ① 処遇改善計画書
- ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (※)
- ③ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (※)

※新たに加算を算定する場合または加算区分に変更がある場合のみ

4. 提出方法

- ・ 電子 (メール) または紙 (郵送・持参)
- ・ 電子申請届出システム (令和 7 年 4 月以降)

5. 提出に係る留意事項

- ・ 指定権者が異なる複数の介護サービス事業所等を計画の対象とした場合は、それぞれの指定権者に書類を提出する必要があります。
- ・ 介護サービス事業所等を複数運営する事業者は、3の提出書類②および③についてサービスごとに別々に作成してください。

ただし、同一事業所において一体的に運営されている地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービス（介護保険番号が同一の場合）については、一括して作成することができます。

- ・ 令和6年度に処遇改善加算等を算定している事業者が、令和7年度に加算の算定を行わない場合は、3の提出書類②および③を速やかに提出してください。

6. その他

- ・ 各提出書類を作成するにあたっては、HPに掲載している「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順および様式例の提示について」を必ずご確認の上、各種提出書類の作成をお願いします。
- ・ 各種様式・資料は下記ホームページにて掲載し、随時更新しています。

田辺市やすらぎ対策課 HP

(<https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>)

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

田辺市役所内

田辺市やすらぎ対策課指導係

電話 0739-33-7033

メールアドレス：yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp